

入札公告（説明書）

令和7年10月16日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 松坂 敏博

次のとおり条件付一般競争入札（指名併用型）について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下「共通入札公告」という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告5-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	東関東自動車道 行方PA諸設備詳細設計
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 松坂 敏博
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-co-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第7条第2項①④に該当するため。
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	見積活用方式の有無	「無」
1-13	その他	・本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添1「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和7年10月16日
2-1	審査基準日	本書2-3に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和7年11月14日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和7年11月14日 16時00分まで ※共通入札公告5-4に示す指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、指名を受けた者は、競争参加資格確認申請書について提出不要である。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書[9]に従い、電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、申請書正1部、副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 （注）競争参加資格確認申請の手続きは、NEXCO東日本電子入札システム利用者登録の有無にかかわらず、電子入札システムではなく、上記に示すとおりとする。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） (3) 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。）
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和7年12月1日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	技術提案書の特定通知日	本件競争入札においては非該当
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和7年12月8日 16時00分 ※共通入札公告5-6に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書</p>
2-14	開札日時	令和7年12月9日 13時30分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付質問内容】</p> <p>質問書A：申請書等に関する質問 質問書B：対象外 質問書C：対象外 質問書D：設計図書に関する質問</p> <p>【受付期間】</p> <p>質問書A：入札公告の日から令和7年10月30日 16時00分まで 質問書B：対象外 質問書C：対象外 質問書D：入札公告の日から令和7年11月14日 16時00分まで</p> <p>【受付場所】</p> <p>本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】</p> <p>質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答期間	<p>【回答内容】</p> <p>質問書A：申請書等に関する質問に対する回答 質問書B：対象外 質問書C：対象外 質問書D：設計図書に関する質問に対する回答</p> <p>【回答日】</p> <p>質問書A：令和7年11月7日 質問書B：対象外 質問書C：対象外 質問書D：令和7年12月1日</p> <p>【回答方法】</p> <p>NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。</p> <p>上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添1「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。</p>
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

調査等名		東関東自動車道 行方PA諸設備詳細設計											
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式(指名併用型)											
	落札者の決定方法	自動落札方式											
	見積活用方式の対象	無											
	評価値の算出方法	-											
	入札ボンド	対象外											
	履行ボンド	対象											
	審査時期	事前審査											
競争参加要件	下記に示す業種区分の「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。												
	業種区分		施設設備設計										
	審査基準	審査基準日において、平成22年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業(以下、「元請」という)として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。											
		企業に求める事項											
	同種業務	業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th> <th>業務段階1</th> <th>業務段階2</th> <th>業務段階3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設電気通信</td> <td>電気施設</td> <td>基本(予備・概略)設計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設電気通信</td> <td>電気施設</td> <td>実施(詳細)設計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	建設電気通信	電気施設	基本(予備・概略)設計		建設電気通信	電気施設
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3										
建設電気通信	電気施設	基本(予備・概略)設計											
建設電気通信	電気施設	実施(詳細)設計											
※指名者の要件													
① 地域3 ② 電子入札システムの利用者登録が完了していること。		に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有すること											
競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定(施設施工管理業務)											
		受注者名) (株)ネクスコ東日本エンジニアリング											
その他		業務名) -											
		受注者名) -											

技術者資格に関する契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

技術者資格	配置基準	契約締結日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。						
	技術者の配置	必要						
	同種業務	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。						
		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3			
	建設電気通信	電気施設	基本(予備・概略)設計					
		電気施設	実施(詳細)設計					
	次に示すいずれかの技術者資格を有すること。							
	技術者資格	1 技術士	総合技術監理部門	電気電子・電力・エネルギー・システム				
		2 技術士	総合技術監理部門	電気電子・電気応用				
		3 技術士	総合技術監理部門	電気電子・電気設備				
		4 技術士	電気電子部門	電力・エネルギー・システム				
		5 技術士	電気電子部門	電気応用				
		6 技術士	電気電子部門	電気設備				
		7 上記4~6のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1						
		8 RCCM	電力土木					
		9 RCCM	電気電子					
		10 上記8~9のいずれかと同等の能力と経験を有する者※2						
契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件:調達手続き中の配置は不要)	※1 上記7に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、次の①~③のいずれかに該当する者をいう。							
	① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学または高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に關し20年以上の実務経験を有する者。							
	② 学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に關し30年以上の実務経験を有する者。							
	③ 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。)にあっては、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている者。							
	※2 上記10に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが登録できない立場にいる者をいう。							
	※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。							
	配置基準	契約締結日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できること。						
	技術者の配置	必要						
	技術者資格	次に示すいずれかの技術者資格を有すること。						
		1 技術士	総合技術監理部門	電気電子・電力・エネルギー・システム				
		2 技術士	総合技術監理部門	電気電子・電気応用				
		3 技術士	総合技術監理部門	電気電子・電気設備				
		4 技術士	電気電子部門	電力・エネルギー・システム				
		5 技術士	電気電子部門	電気応用				
		6 技術士	電気電子部門	電気設備				
		7 上記4~6のいずれかと同等の能力と経験を有する者※1						
		8 RCCM	電力土木					
		9 RCCM	電気電子					
	10 上記8~9のいずれかと同等の能力と経験を有する者※2							
予定照査 技術者に 求める事 項	※1 上記7に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、次の①~③のいずれかに該当する者をいう。							
	① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学または高等専門学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に關し20年以上の実務経験を有する者。							
	② 学校教育法による高等学校を卒業した後、当該調査等分野に係る業務に關し30年以上の実務経験を有する者。							
	③ 外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。)にあっては、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている者。							
	※2 上記10に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが登録できない立場にいる者をいう。							
	※ 上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。							